

平成31年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成31年 1月22日 (火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会 (開議) 平成31年 2月18日 (月) 9時41分宣告
4. 閉会 (閉議) 平成31年 2月18日 (月) 11時54分宣告

5. 出席議員

2番 並河孝成	8番 池田賢治
3番 西尾幸太郎	9番 安部大助
4番 中濱堯介	10番 平田文夫
6番 村上三三郎	13番 米澤壽重
7番 高松照佳	14番 井尻義教

6. 欠席議員

1番 松新俊典	5番 柏原広行
11番 吉田雅紀	12番 中島謙二

7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池田高世偉	事務局長 野津信吾
副広域連合長 升谷健	介護保険課長 藤野則子
同 平木伴佳	隠岐島前病院事務部長 天草巧
同 大江和彦	隠岐病院事務部長 齋藤英典
同 高宮克彦	同 総務課長 齋賀光成
同 川崎康久	同 医事課長 山崎章
	消防長 久永吉人
	同 次長 藤田正峯

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 福島康利 書記 山崎一美

9. 会議録署名議員

2番 並河孝成 3番 西尾幸太郎

- | | |
|---|-------------|
| 10. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 | 該当なし |
| 12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項 | |
| (1) 広域連合長提出議案の題目 | |
| 同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について | |
| 同意第2号 隠岐広域連合監査員（識見者）の選任同意について | |
| 議第 1号 隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 議第 2号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号） | |
| 議第 3号 平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算（第4号） | |
| 議第 4号 平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号） | |
| 議第 5号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 議第 6号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第4号） | |
| 議第 7号 平成31年度 隠岐広域連合一般会計予算 | |
| 議第 8号 平成31年度 介護保険事業特別会計予算 | |
| 議第 9号 平成31年度 隠岐島前病院事業特別会計予算 | |
| 議第10号 平成31年度 隠岐病院事業特別会計予算 | |
| 議第11号 平成31年度 消防事業特別会計予算 | |
| 13. 選挙の経過 | 該当なし |
| 14. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 15. 常任委員の選任 | 該当なし |
| 16. 議会運営委員の選任 | 該当なし |
| 17. 傍聴者 | 1名 |

議事の経過

○議長（井尻 義教）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成31年第1回隠岐広域連合議会定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき誠に有り難うございます。

本定例会には、総額88億8,821万円の平成31年度各会計当初予算5件を始め、同意案件2件、条例案件1件、補正予算5件を含めた合計13案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げ開会のごあいさつといたします。

《開会》 号 鈴

○議長（井尻 義教）

ただいまより、平成31年第1回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先程議会事務局長から報告のとおり10名出席、4名欠席度ございます。1番 松新議員が会議のため、5番 柏原議員が入院中のため、11番 吉田議員、12番 中島議員が県議会開会中のため欠席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時41分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、2番・並河孝成議員、3番・西尾幸太郎議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第2 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月18日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日2月18日の1日間と決定致しました。

《諸般の報告》

日程第3 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布を致しました別紙1 諸般の報告書を参照願います。

《施政方針》

日程第4 広域連合長の「施政方針」を行います。

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

立春を過ぎ、徐々に日照時間が長く感じられるようになって参りましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続く今日この頃でございます。議員各位におかれましては、お変わりなくご清栄のご様子、お慶び申し上げます。今定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、任期満了により先般実施されました西ノ島町長選挙におかれましては、「升谷健」氏がめでたくご再選をなされましたが、ここに改めましてお祝いを申し上げます。

本日、選任同意をお願いすべく議案を上程させて頂いておりますが、升谷町長様には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、引き続き、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご案内のように、昨年は、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨災害など、多くの自然災害により各地に甚大な被害が発生いたしました。これらの災害により、お亡くなりになられた方々には、改めまして心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々をはじめ、被災された市町村に対しましてお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りするところでございます。

さて、先の安倍首相の施政方針演説では、「全世代型社会保障への転換」、「成長戦略」及び「地方創生」などを柱に、急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢等に立ち向かい、子や孫の世代に、輝かしい日本を引き渡すため、共に力を合わせなければならないとしております。特に、地方創生について、「農林水産新時代」、「観光立国」及び「国土強靱化」などを軸に、政策を力強く進めるとしております。隠岐4町村におきましても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を軸に、それぞれの町村で、それぞれの特色を生かし、自らのアイディアで、自らの未来を切り開くことが重要であると考えているところでございます。

また特定有人国境離島措置法の目的である「有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持」を達成すべく、引き続き、島根県・隠岐4町村と共に、確実にまた強力に、事業

を推進することが重要であると考えているところでございます。

それでは、平成31年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、平成31年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆さまのご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

まず、「**隠岐広域連合事業全般にわたる方針**」についてでございますが、引き続き、隠岐広域連合第3次広域計画及び第3次隠岐広域連合行財政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

最初に、「**事務局総務課が所管いたします事業**」についてでございますが、まず隠岐航路につきましては、超高速船レインボージェットの年検ドッグが今月15日で終え、16日より運航を再開いたしました。引き続き「安全・安心」な運航、高い就航率の維持、顧客サービスの向上など、平成30年度に設置した「隠岐航路振興協議会」などにおいて、指定管理者である隠岐汽船株式会社、関係機関と協議、調整及び情報共有を図りながら、また、特定有人国境離島措置法における航路運賃低廉化対策事業などを推進し、島民の皆さま方の更なる利便性の向上、観光客の誘致をはじめとした観光産業に大きく寄与して参る所存でございます。

次に「**知的障がい者支援施設「仁万の里」事業**」につきましては、平成31年度、老朽化した園芸班作業小屋の建替え工事を予定しており、利用者の皆さま方の作業環境の改善を進めて参る考えでございます。

引き続き、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆さま方へのより良いサービスの提供及び保護者の皆さま方の思いを大切にし、効果的かつ効率的な運営と施設づくりを指定管理者である社会福祉法人博愛と共に進めて参ります。

最後に、「**レインボープラザ事業**」につきましては、平成30年3月に大規模改修工事を終え、リニューアルオープンさせていただいたところでございます。シングルルームを3室増設させていただき、宿泊室総数が38室となったことから、上半期の宿泊売上は増加しております。

指定管理者である株式会社隠岐商事との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、引き続き、島民の皆さまに選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参ります。

次に、「**介護保険事業**」について申し上げます。

介護保険制度は、平成12年4月に創設されて以降、介護保険サービス基盤の充実とともに、介護サービスの利用が急速に拡大し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着して参りました。

一方、今後の隠岐圏域の高齢者人口は2020年にピークを迎え、後期高齢者人口は緩やかに増加を続ける予測となっております。

しかし、担い手となる生産年齢人口は減少することが見込まれるため、限られた社会資源の活用を創意工夫し、多様なサービス提供体制を構築することが必要となっております。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進は喫緊の課題であり、「第7期介護保険事業計画」や「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」の指針等に沿って介護保険事業を充実させて参らなければなりません。

平成31年度は、隠岐4町村及び福祉事業所等と連携のもと、介護予防事業を積極的に推進し、要介護状態の軽減や重度化防止に取り組んで参ります。

そして大きな課題となっている「担い手不足」を乗り越えるため、「地域による互助」等によるサービスの拡大・充実の仕組みを隠岐圏域全体で検討することとしています。また、人材確保・人材育成については、隠岐4町村や隠岐圏域の事業所の取組みに加え、福祉人材養成学校との連携による各種研修の充実を図り、併せて効果の高いジョブフェアなどへの参加や地元中高生へのアプローチ、情報発信の拡充などの取組みを推進し、人材の確保に努めて参る所存でございます。

また、介護給付の適正化に努めるとともに、保険料の収納につきましては、全庁での取組みを継続し、みんなで支え合う介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持するために収納率の向上に更に努めて参る所存でございます。

次に、「病院事業」について申し上げます。

病院事業につきましては、島根県地域医療構想及び病院ごとに策定した新公立病院改革プランを基に、安全・安心の医療提供体制の確立に引き続き取り組んで参ります。

また医師・医療技術者等確保対策につきましては、島根県当局は元より、大学等との円滑な連携体制の維持充実に努める傍ら、隠岐郡出身関係者等との連携や情報収集を深め、独自の医師等招聘対策を継続して参ります。

精神科医療提供体制につきましては、一昨年7月末に、島根県から隠岐病院へ派遣されていた精神科医師の退職に伴い、島根県等へ協議、要望活動等を行い、島根県、鳥取大学、松江赤十字病院、島根県立こころの医療センター及び松江青葉病院のご理解、ご協力により非常勤医師の継続支援をいただいているところでございます。

また独自に精神科医師招聘に取り組み、本年4月より隠岐圏域に特化した非常勤医師を招聘できる目途が立ったところでございます。平成29年7月末に島根県を退職された精神科医師が4月より毎週4日間、島前地域で2日、隠岐病院で2日の勤務をいただける運びとなりました。

しかしながら、精神科医療提供体制は盤石とはいえ、今後も引き続き、関係機関及び隠岐4町村と連携し、精神科医療提供体制の強化に向けて鋭意努力して参りますので、議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜りたく、お力添えをお願い

申し上げます。

次に「**隠岐島前病院**」についてであります。

平成31年度の診療体制につきましては、常勤医師7名と非常勤医師により8診療科の継続に努め、昨年に引き続き、後期研修医師3名を、1年間を通して受け入れる予定でございます。当該研修において、医師が増員となりますので、常勤医師の宿当直業務などの負担軽減が図られるものと期待いたしております。

医療スタッフにつきましては、看護師3名を採用する予定でございますが、今後も産休・育休や定年退職などが見込まれており、また嘱託職員で採用しております看護助手や調理員も不足している状況でございますので、引き続き全国に向けた情報発信や院内及び院外研修等による人材育成に取り組み、島前地域の中核病院としての役割を果たして参ります。

次に「**隠岐病院**」についてであります。

平成31年度の診療体制につきましては、島根県、大学等のご支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により16診療科を維持することとしております。しかしながら、依然として医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保が困難な状況が続いており、平成29年度に組織化した「島の医療人育成センター」も含め、一丸となって人員確保及び人材育成に取り組むとともに、関係機関等の協力を仰ぎながら医療提供体制の確保に努めて参ります。

病院経営につきましては、依然として厳しい経営状況の中、本年10月には消費税率10%となる予定であることなどから、更に経営環境が厳しくなるものと予想しており、本年度から経営改革コンサルタント委託業務を導入し、抜本的な経営改善に取り組んでいく予定としております。

医療を取り巻く環境は年々厳しい状況となっておりますが、「この島に住む、安心の医療」の提供に向け、職員一丸なって各種取組みを行って参る所存でございます。

最後に、「**消防事業**」について申し上げます。

近年は大規模な被害を及ぼす自然災害が立て続けに発生し、多くの尊い人命、貴重な財産が失われております。

火災や事故等に加え、このような被害を及ぼす自然災害の発生は、引き続き危惧されているところであり、消防が果たすべき役割は益々重要であると考えているところでございます。

昨年の災害状況を顧みますと、特に被害が甚大であった、平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨）で、被災地支援のため、消防庁長官の要請を受け、当消防本部を含め県内9消防本部で構成した緊急消防援助隊として広島県呉市へ出動し救助活動を行いました。

災害は大規模化・複雑化の傾向にあり、これらの災害等に対応した諸活動や救急業務

の高度化が求められるため、平成31年度は無人航空機ドローンの導入を予定しているところでございます。

今後も島民の安全安心を確保すべく、消防団、自主防災組織等の関係機関と連携しながら、訓練や研修を通じ消防力の基本となる職員一人ひとりの資質向上を図り消防力の強化に取り組んで参ります。

最後に、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の老朽化に伴う庁舎整備に関して、構成町村等と十分な協議を進めて参る所存でございます。

以上、私の平成31年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

以上で「広域連合長の施政方針」を終わります。

《 議案上程 》

日程第5 「議案上程」の件を議題といたします。

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」についてを議題といたします。

隠岐広域連合副広域連合長の選任同意については、「升谷 健」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

「升谷 健」氏の退場を求めます。

（「升谷 健」氏退場）

提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長 番外」の声あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1頁をお願いいたします。

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」ご説明申し上げます。

升谷副広域連合長の任期が、2月8日で満了となりましたが、引き続き西ノ島町長に当選されました「升谷 健」氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

以上で提案理由の説明を終わります。

同意第1号については質疑・討論を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

日程第6 これより「採決」を行います。

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって同意第1号は原案のとおり同意することに決定致しました。

ここで「升谷 健」氏の入場を許可します。

(「升谷 健」氏入場)

同意第1号 「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」については原案のとおり同意いたしましたのでご報告いたします。

「升谷 健」氏にご挨拶を演壇においてお願いいたします。

○番外 (升谷 健西ノ島町長)

みなさんおはようございます。

ただいま隠岐広域連合の副広域連合長に選任をいただきました「升谷 健」でございます。引き続き4年間頑張りますのでよろしくお願いいたします。

ご承知のように隠岐広域連合は医療を始め介護、広域消防、隠岐航路など島民生活に非常に密着した業務を担っております。そうした意味でも広域連合の機能や果たす役割は非常に大きなものがあります。広域連合みなさんと一緒に島民の期待に応えるために、みなさんと力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

誠にありがとうございました。

○議長 (井尻 義教)

日程第7 「議案上程」の件を議題といたします。

同意第2号 「隠岐広域連合監査委員(識見者)の選任同意」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長 番外」の声あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

それでは、同意第2号 「隠岐広域連合監査委員(識見者)の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2頁をお願いいたします。

同意第2号 「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意について」であります。

石川監査委員の任期が、本年3月31日で満了になり、隠岐広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、新監査委員に「池田 賢一」氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

日程第8 「質疑」を行います

ただいま説明のありました同意第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第9 「採決」を行います。

同意第2号 「隠岐広域連合監査委員（識見者）の選任同意」について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10 「議案上程」の件を議題といたします

議第1号 「隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」から議第11号 「平成31年度 消防事業特別会計予算」までの11案件について一括して議題といたします。

只今、議題となりました11案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長 番外」の声あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第1号「隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」から、議第11号「平成31年度消防事業特別会計予算」までの11件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の3頁をお願いいたします。

議第1号 「隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護給付費準備基金は、第1号保険料の余剰金を財源として積み立てたものであり、現在の処分規定は介護給付費のみに充当できることとなっております。

制度改正に伴う地域支援事業の創設や給付費等の変動による財源不足に対応する基金の有効活用等の財源にも充当したいため、規定を改めるものでございます。

施行日は、公布の日といたしております。

続いて、一般会計及び特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議案書の4頁から5頁をお願いいたします。

議第2号 「平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、議会費は、決算見込みに伴う旅費の減額、総務費の総務管理費は、決算見込みに伴う一般管理費の職員手当等、旅費、委託料及び負担金補助及び交付金の減、仁万の里管理費の決算見込みに伴う工事請負費の減と、平成29年度仁万の里指定管理料精算に伴う償還金利子及び割引料の増の差し引きの増額、民生費は、低所得者介護保険料軽減負担金確定に伴い減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ155万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億8,812万1千円とするものであります。

次に、議案書の6頁から7頁をお願いいたします。

議第3号 「平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費等各項の不用額、保険給付費の給付費見込みの見直しによる不用額の減額及び保険給付費の減額等に伴う基金積立金の増額を行うものであります。

歳入につきましては、保険給付費の給付費見込みの見直し等に伴う分担金及び負担金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、保険料及び国庫支出金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,133万円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億3,717万2千円とするものであります。

次に、議案書の8頁から10頁をお願いいたします。

議第4号 「平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものでございます。

医業外収益は、補助金、負担金交付金及び長期前受金戻入を減額するものであります。

医業費用は、給与費及び減価償却費を減額し、材料費及び経費の見直しによる増額、医業外費用は、企業債借入実績等による支払利息の減額が主なもので、特別損失は、平成29年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、島前3町村へそれぞれ返還するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、医療機器等購入費の実績により建設改良費を減額し、企業債償還金も元金確定に伴う減額、投資につきましても、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

資本的収入につきましては、建設改良費の減額により企業債、補助金及び出資金を減額し、また修学資金の新規貸付がなかったことによる長期貸付金収入も減額、長期貸付金償還金収入は修学資金貸与者より貸付金の繰上償還がございましたので、計上し増額するものであります。

予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第6条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費について減額するものであります。

予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の11頁から14頁をお願いいたします。

議第5号 「平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものであります。医業外収益は、補助金及び一般会計繰入金の増額分が主なものであります。医業費用は、正規職員未採用及び患者数増に対応するための臨時職員雇用等による給与費の増額、材料費の見直しによる増額及び経費の見直しによる増額であります。医業外費用は、企業債借入実績等による支払利息の減額が主なもので、特別損失は、平成29年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものが主なものであります。

予算第4条は、資本的収入および支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、医療機器の購入品目変更に伴う減額、投資については、修学資金貸与者の増と医師研修貸付資金の新規貸付がなかったことによる減の差し引き減額であります。資本的収入は、建設改良費の減額により企業債及び出資金を減額し、補助金は増額、長期貸付金収入を増額、また長期貸付金償還金収入は減額するものであります。

予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができな

い経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の15頁から16頁をお願いいたします。

議第6号 「平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費を交際費及び委託料の実績見込みに伴い減額するものであります。

事業費の消防事業費は、高規格救急車車両寄贈等により減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,889万7千円とするものであります。

続きまして、議第7号から議第11号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成31年度の当初予算についてでございます。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成団体の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費の経常経費について、平成30年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、経費節減に努力すると共に、病院事業につきましては、経営改善計画等に沿った事業運営とし、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

平成31年度当初予算の全会計の歳出総額は、88億8,821万8千円で、前年度当初予算と比較して2,557万9千円の増額予算となっております。また構成団体負担金は、27億8,822万7千円を計上しており、前年度に対し1,808万2千円の増額であります。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書の17頁から18頁をお願いいたします。

議第7号 「平成31年度 隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、4億4,645万1千円と定め、前年度と比較して7,393万5千円の減額予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、特別職1名、一般職15名及び臨時職員1名の人件費、レインボープラザ、レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。

その内、一般管理費では隠岐の島町へ職員を1名派遣することとしており、当該派遣職員の人件費も計上してございます。またレインボープラザ管理費ではユニットバス補修工事費、超高速船・フェリー管理費では職員1名の人件費、指定管理料及び隠岐航路振興協議会運営経費、仁万の里管理費では派遣職員人件費、指定管理料及び園芸班作業小屋建替え工事費が主なものであります。

次に、議案書の19頁から21頁をお願いいたします。

議第8号 「平成31年度 介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、33億2,755万1千円と定め、前年度と比較いたしまして4,808万5千円の減額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で第1号被保険者の増加に伴いまして、6億2,361万5千円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5億2,064万5千円を計上するものであります。国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減により、前年度と比較して減額となっております。また、繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金の減に伴い減額となっております。

歳出につきましては、総務費で1億1,319万4千円を計上しており、前年度と比較して820万8千円の減額となっております。総務管理費の介護保険システム更新にかかる委託料及び負担金の減額が主な要因であります。また新たに人材確保対策事業費を計上させていただきました。保険給付費では30億486万円計上しており、認定者数の減や介護保険制度改正に伴い、予防給付費の一部が地域支援事業費へ移行したため、前年度と比較して1.2%の減少となります。地域支援事業につきましては、2億349万1千円を計上しており、前年度と比較して660万円の減額となっております。

次に、議案書の22頁から24頁をお願いいたします。

議第9号 「平成31年度 隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度並みを予定しております。また、建設改良事業は、自家発電機設備の更新と医療機器等8品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。病院事業収益は前年度と比較して3.6%増の8億8,013万6千円に、また、病院事業費用は、2.1%増の9億659万2千円を見込み、2,645万6千円の赤字予算となっております。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、自家発電機設備の更新及び医療機器等の購入費、企業債償還金及び修学資金の貸付に1億6,534万1千円を予定し、収入は1億4,321万6千円を予定しております。

なお、差引不足分2,212万5千円については、当年度損益勘定留保資金で補填す

ることとしております。

予算第5条は、企業債の限度額を、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の25頁から27頁をお願いいたします。

議第10号 「平成31年度 隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院で4.8%の増、外来でも、0.7%の増を予定しております。また、建設改良事業は、施設設備整備費、医療機器10品目及び公用車2台の購入の費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して4.1%増の30億8,929万9千円、病院事業費用は、2.5%増の31億9,214万5千円を見込み、収支差引1億284万6千円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は施設設備整備費として喫煙室設置工事、空調等を管理する中央監視装置の更新工事及び院内監視カメラ更新工事であり、医療機器10品目、公用車2台の購入、企業債償還金及び医学生等修学資金の貸付に2億1,020万5千円を予定しており、収入は1億7,803万5千円を予定しております。なお、差引不足分の3,217万円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の28頁から29頁をお願いいたします。

議第11号 「平成31年度 消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、6億3,993万3千円と定め、前年度と比較して2,571万3千円の減額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（井尻 義教）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

《一般質問》

日程第11 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の **別紙2** 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。

6番 村上 三三郎 議員

○6番 (村上 三三郎)

私は介護保険の利用者負担増について一般質問を行います。

昨年8月から介護保険の新たな利用者負担増が始まりました。一定額以上の所得のある人の介護サービス利用料の本人負担が2割から3割へと引き上げられました。医療制度でも、自己負担額に上限を設けた「高額療養費制度」が改訂され、負担が増える高齢者が増えることとなります。お金のことを心配して介護サービスを諦めたり医療受診を控えたりする人が増える危険があります。

もともと介護保険は2000年に発足以来、サービス利用料負担は10年以上にわたって原則1割が続いてきました。その原則を掘り崩し、次々と負担を上げてきたのが安倍政権です。

厚労省の委託調査でも、2割負担の利用者で介護サービスを減らした人の35%が「介護に係る支出が重い」ことを挙げていたとのことでした。

次の点について質問いたします。

- 1 隠岐広域連合ではこの度の介護保険利用者の負担増による影響についてどのように把握しておられますか。
- 2 隠岐広域連合として利用者の負担増に対してどのような対策を考えておられますか。

連合長の所信を質します。

○議長 (井尻 義教)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

只今の村上議員の「介護保険の利用者負担増について」にお答えいたします。

まず、最初の「1 介護保険利用者の負担増による影響について」でございますが、隠岐圏域の要介護認定者のうち、平成30年12月末時点で、2割負担の方が53名で3%、3割負担の方が16名で0.9%という状況でございます。国は、全国の受給者うち、2割負担の方が占める割合が9%、3割負担の方が3%と見込んでおり、隠岐圏域は全国と比較しても3分の1程度となっていることに加え、そのことにより、介護サービスを減らしたという方はいないと認識しており、極めて影響は少ないと考えている

ところでございます。

次に、「2 利用者の負担増への対策について」ですが、保険者として対策を講じることは困難だと考えていますが、介護保険制度におきましては、高額介護サービス費など、利用者負担に上限額を設けた制度がございます。例えば、3割負担の方の利用者負担額の上限額は44,400円となっており、施設入所者の方の一般的な費用額の2割相当分は、既に上限に達しているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどおられない状況となっております。

従いまして、介護保険料と同じく、利用者負担額についても所得に応じた制度となっており、引き続き、公平公正な介護保険運営に努めて参る所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

6番 村上議員

○6番（村上 三三郎）

ご答弁いただきました。

隠岐圏域は全国に比べて3分の1程度だということで、その辺はよくわかりましたので、今後とも広域連合の公平・公正な介護保険運営に努めていただきますよう要望致し質問を終わります。

○議長（井尻 義教）

6番 村上議員の一般質問を終わります。

次に3番 西尾 幸太郎 議員

○3番（西尾 幸太郎）

それでは通告に従いまして「Net 119 緊急通報システム」について質問させていただきます。

「Net 119 緊急通報システム」は音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある方々が消防への通報を円滑に行うもので、平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」において平成32年度までに全国すべての消防本部において導入することが目標とされています。

消防庁が発表した資料（平成30年6月30日現在）では、島根県では浜田市のみが平成32年度までに導入することが公表されており、隠岐圏域への導入予定は空欄の状態でした。

このシステムの運用に係る経費は地方交付税措置されることもあり、バリアフリーの観点からも早急に導入すべきと考えます。

そこで2点質問します。

1点目は、「Net 119 緊急通報システム」の導入について現在どのように検討されていますでしょうか。

2点目は、隠岐圏域にこのようなシステムが必要とされる住民がいますでしょうか。また、聴覚・言語機能障がい者の隠岐圏域への受け入れ（観光・仕事など）を考えたと

き、早急に整備すべきと考えるが連合長の考えはどうでしょうか。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の西尾議員の「Net 119 緊急通報システムについて」にお答えいたします。2点の質問については関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、聴覚や言語機能に障がいがある方々の対応として、ファックス、電子メール、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などの通報手段がありますが、全国の消防本部の大半がファックス通報を採用しており、隠岐広域連合消防本部においても平成27年5月からファックスによる119番通報の運用を開始しているところでございます。

「Net 119緊急通報システム」ですが、議員御紹介のように音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防へ通報を行えるもので、スマートフォンなどから通報用WEBサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後文字情報をリアルタイムに交換出来るテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっております。外出先でもGPS機能により通報位置がわかるというシステムでございます。

現在の設置数は、ご指摘のように平成30年6月末時点におきまして、全国728の消防本部のうち、142本部（約20%）の導入に留まっており、また、県内では導入の消防本部はございません。平成32年度末までに浜田市のみが導入を予定しているとのことでございます。

次に、隠岐圏域に「Net 119緊急通報システム」を必要とされる住民でございますが、聴覚障がい手帳を取得されている方は、隠岐の島町で81名、西ノ島町は36名、海士町は11名、知夫村は6名でございます。また、言語障がい手帳を取得されている方は、隠岐の島町で16名、他町村はおられませんがこの方々が対象と考えております。

「Net 119緊急通報システム」を利用することができる方は、原則として音声による意思疎通が困難な聴覚・言語機能障がい者であって、住所地の消防本部に事前登録が必要であるため、隠岐圏域へ観光・仕事などで来られた場合、当消防本部で「Net 119緊急通報システム」を導入してない時は利用できないこととなりますが、事前登録消防本部に通報が入り、当消防本部通信指令室に加入電話で連絡があり、対応することになっております。

国会で「Net 119導入促進方策」について取り上げられたことを契機に、緊急通報については、電話・ファックスに代わる聴覚障がいや言語障がいのある方々が利用できる通報手段の整備は極めて重要であると認識しておりますが、国の財政支援が準備されているものの、自主財源も必要であることや複数の消防本部が共同で導入することが出来ることなどから、島根県消防長会などの意見交換においても慎重な議論となっております。当消防本部においても、特に島根県消防長会の消防通信連絡協議会などとの意見交換や

県下消防本部の動向及び連携を踏まえ、導入に向けて検討を進めていく予定としておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

3番 西尾議員

○3番（西尾 幸太郎）

連合長の答弁にもあったとおり、現在のファックス通報に比べて外出先でも利用できる「Net 119緊急通報システム」については、利用者の利便性からいったら雲泥の差があり、こういったシステムについては早急に導入をする必要があると感じます。

しかも隠岐圏域の中に160名近くの対象者となる方がおられるので、それも含めて検討する必要があるのかと思います。

実際の自主財源も必要になってくるとの答弁もありましたが、全国で20%程度の消防本部が導入していますので、どの程度の費用がかかるのかという調査も比較的簡単にできると思いますが、そのあたりの調査はされているのでしょうか。されているとしたらどの程度の費用負担が必要となってくるのかお答えをお願いします。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

再質問の調査はどのようにされているかとのことですが、隠岐の島町の人口規模のような場合、およそ20万円程度と考えております。

○議長（井尻 義教）

3番 西尾議員

○3番（西尾 幸太郎）

隠岐の島町程度の自治体で20万円程度の費用負担であれば自主財源で出して十分に整備できるかなというふうにも思います。消防長会で連携等の議論もされているようですが、正直この程度の費用負担であれば連携に議論の時間を要するよりは隠岐圏域の中でキチンと話し合っていて、自主財源で整備を早急に検討する必要があるのではないかと。

現在当初予算の検討をしていますが、必要であれば年度内に補正予算の対応をすべきと思いますが、そのあたりの連合長の対応をお聞かせ下さい。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

一つ訂正をさせていただきます。先ほど私が答弁した20万円というのは、広域連合負担が20万円であって施設整備については、およそ286万円程度はかかる。支援制度がある中で負担が20万円程度とあるという調査であります。

この「Net 119システム」についてどう考えるかですが、議員ご指摘のとおり今の時代そういったシステムは導入すべき方向で検討すべきだというのは十分理解しておりますし、そういった方向で検討します。まず、消防長会議で話されていることについて

十分議論を尽くして費用負担に関わらず他の町村の状況を考えつつ実施に向けた検討を
してまいりたいと考えております。

○議長（井尻 義教）

3番 西尾議員

○3番（西尾 幸太郎）

再々質問までですのでこれで終わりますが、先程も述べたとおり消防長会で議論が長
引くようだと言われている方々に時間的な負担をかけることとなりますの
で、そのあたりは適正に見切りを付けて、隠岐圏域の中で単独でやっていけるものであ
れば単独でやっていただきたいと申しまして質問を終わります。

○議長（井尻 義教）

3番 西尾議員の一般質問を終わります。

次に9番 安部 大助 議員

○9番（安部 大助）

隠岐の島町議会から選出をされております安部大助です。

今回は「フェリーおきの運用について」、「旧隠岐空港管制塔の活用について」質問を
させていただきます。

まず「フェリーおきの運用について」でございます。みなさんご存じのとおり「フェ
リーおき」は平成16年に就航し離島と本土を結ぶ生活航路として役割を担ってきまし
た。しかし空路の整備、燃料費高騰のあおりを受け、顧客が減少し当時の運航会社の隠
岐汽船は経営不振に陥ったため、平成19年4月からは隠岐広域連合が「フェリーお
き」を購入し、隠岐汽船株式会社を指定管理者として委託する形で現在運航を行って
います。

このようにフェリーの運営の厳しい状況は隠岐汽船株式会社に限らず全国のフェリー
運航会社で同じことが起きており、経営不振が続く運航廃止となるケースも少なくあり
ません。また継続している会社でも多様なニーズに対応し、いかに利用者を増やすかを
模索している状況が続いております。

そんな中フェリー運用にイメージ戦略を打ち出し、例えばパウダースペースやキッズ
ルームの設置、空きスペースでのイベント開催など少額の改修費と関係団体との協力で
船旅ムードを作り上げるなどし、住民のみでなく観光客の利用者満足度に貢献し、利用
者のサービス向上に繋げている会社もございます。

そういった会社に比べると隠岐広域連合が所有している「フェリーおき」は従来の生
活航路のみの運用体制であるように私は感じております。隠岐広域連合条例の設置目的
にも「産業振興を図るための航路船として設置する。」と明記されています。

また隠岐広域連合広域計画の運航に関する基本方針では「島民の利用や交流人口の拡
大、サービス水準の向上」について書かれていましたが、顧客ニーズに沿った必要なサ
ービスや環境などについては書かれておらず、広域連合としてどう運用すべきと考えて

いるのか少しわかりづらく感じます。

そこで「フェリーおき」の運用についてどのように考えておられるのか。隠岐広域連合が「フェリーおき」の所有者として、運用の委託者として今のニーズにどう対応すべきなのか、また、設置目的を達成するためにどういった施策が必要なのかを示した運用計画を策定すべきと考えますが、広域連合長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の安部議員の分割質問1点目の「フェリーおきの運用について」お答えいたします。

安部議員のご質問の中でもありましたとおり、「フェリーおき」は平成18年度末に隠岐汽船株式会社より19億9,500万円で隠岐広域連合が購入し、平成19年4月より指定管理者制度により隠岐汽船株式会社を指定管理者に指定し、「フェリーおき」の運航、維持管理等の業務を委託しているところでございます。

運航委託するに当たっては、隠岐広域連合が「指定管理に係る基本方針」・「業務基準書」等で、運航、維持管理等の仕様を定め、この仕様を基に隠岐汽船株式会社より事業計画書が作成され、この事業計画書に沿って運航や維持管理等が行われることとなっており、議員ご指摘の「運用計画」は、この事業計画書に該当するものと理解しており、「フェリーおき」も事業計画書に基づき運航されているところでございます。

さて、議員ご指摘の「顧客ニーズに沿った必要なサービスや環境」についてでございますが、全国各地で新たなフェリーが建造され、快適で楽しむことが出来る船旅となるよう、船内で各種イベントやキッズルーム等の環境整備が行われている航路やサイクリング客に特化したサービスを行っている航路など、先進事例があることは承知いたしております。

隠岐航路についても、そのような運用が図られることは重要と考えており、評価委員会の意見を基に、毎年、要望書を提出し協議を重ねていることに加え、昨年（平成30年6月）、島根県隠岐支庁と共に隠岐汽船株式会社に対して、フェリーの中で参加型教室や文化講演会（具体的にはヨガ教室や落語、映画上演）などが開催出来るよう、企画の実験について提案いたしましたところでございます。

しかしながら、隠岐汽船株式会社の回答は、過去にフェリーの多目的ホールでジオパーク講座や映画の上演を試みた際、他の乗船客から苦情が出たことなどの理由で、前向きな回答が得られない状況でございます。

隠岐広域連合といたしましては、既存フェリーの大規模なハード整備等は難しいと考えておりますが、隠岐汽船株式会社が主体性をもって利用者満足度を向上させていくことも重要であるという認識の上、特にソフト事業の充実については、引き続き、島根県隠岐支庁や観光関係者、更には隠岐航路振興協議会（幹事会）などで、隠岐汽船株式会社と共に、「魅力ある隠岐」の実現を目指す予定としておりますので、今後もお力添え

を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井尻 義教）

9番 安部議員

○9番（安部 大助）

ただいま答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

答弁の中で私が今回提案させていただいている運用計画の中で広域連合が定めている「指定管理に係る基本方針」あるいは「業務基準書」等で該当しているという答弁でしたが、私もこの二つは見させて貰いました。中身を見ますと運用計画ではなくて運航計画、何人体制でこのフェリーを運営するか、寄港地はどこなのか、ダイヤはどうするのか、そういったものが主で、私が言っている運用計画はフェリーおきをどういう目的で、そのためにどういう目標があって、それを達成するためにどういう施策が必要であり、細かく言うとどういう施策が必要なのか、そういったものが今ない状態でフェリーおきをどう運用していくのか正直わからない。それについてしっかり隠岐広域連合が示すべきではないかと思い今回質問をさせていただいております。

隠岐広域連合には指定管理に関するガイドライン等は私が探した中ではなかったのですが、指定管理制度を用いている公共団体はほとんどガイドラインを作っております。その中で当たり前に行われているのがその目的の明確化、例えば隠岐の島町の指定管理のガイドラインの中にも目的の明確化がしっかりと示されております。その中には「設置目的は抽象的な表現ではなくて、施設を取り巻く現状や課題を把握した上で施設が果たすべき役割・目的或いは将来的な構想を明確にすることで民間のノウハウを活用した提案が受けられる」というように書かれております。

しかしながら、このフェリーおきに関して広域連合が作っている広域計画或いは指定管理に関する基本方針は目的の明確化というより目標を書かれていると私は感じております。先ほど答弁にもありましたように、過去にいろんなサービスをやってみたけれども元々の計画がない中で一つの突発的な案を出してとしても苦情が出たからヤメたのではなくて、しっかりとした計画があればヒアリングなりPDCAサイクルを活用して、どういったサービスが今後必要なのか、どう言ったら苦情が出ないのか、そういったことをするのがフェリーおきを所有している隠岐広域連合、行政としての役割ではないかと思えます。

今後協議会も作られて隠岐汽船株式会社、関係団体とも協議をしていくということですが、隠岐広域連合としてフェリーおきをどう運用していくのかという計画が無いまま協議テーブルに何を出していくのか、みんなで話し合いましょうというのは賛成ですが、所有者としてしっかりと運用計画を持って協議に挑まないとは平行線のままかと私は思うんですけれども、再度そういった意味で広域連合長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

運用計画、事業計画書の説明の前に隠岐広域連合として責任を持って隠岐汽船株式会社と協議をしている。具体的なことにつきましても議会に報告をしているということを十分ご理解の上お願いしたいと思えます。

まず運用計画ですが、運用計画は基本方針であり、運航計画ですが更に隠岐汽船株式会社から観光に関連した部分を含めて事業計画書が提出され事業計画書に基づいてフェリーおきが運航されているところでございます。

議員がおっしゃるように観光に特化した運用計画を持てば一番いいのですが、これらについては各観光事業者が隠岐汽船と特に協議している部分もでございます。広域連合としては昨年設置しました隠岐航路振興協議会の中で十分な話し合いをしようと言うことで隠岐汽船さんにテーブルに乗っていただいております、今後そういったもので結果を出していきたいと思っております。

あくまでも航路運航者である隠岐汽船株式会社が主体性を持って利用者の満足度向上をさせていくことが最重要であり、それに対する船舶所有者としての責務は今後も果たしていきたい、そのように考えております。

○議長（井尻 義教）

9番 安部議員

○9番（安部 大助）

再々質問になりますが、広域連合長の答弁を聞いて確かにそのとおりだと思います。本来は隠岐汽船株式会社が主体性を持ってやっていくと。実際に隠岐汽船株式会社が作成している平成30年の事業計画の中にもその他の欄に将来展望として「お客様のニーズも多様化して単なる移動手段から楽しむ船へと変化しつつあるため、更なる利便性・快適性を追求し満足していただけるように努める。」と書いております。これは隠岐汽船株式会社が独自で観光の方にもしっかりと対応していくようにしなければいけない、フェリーおきを運用していかなければいけないという考えですけれども、所有しているのは隠岐広域連合です。しっかりとどういった運用をしていくのかを示さないと、この前の全協でありましたようにアンケートの中ではどんなに要望しても「検討します。」或いは「できない。」という回答が多かったと思えます。私はそれを見たときにこれから必要なのは隠岐広域連合としてそういった計画を作って、それを住民にも説明をして指定管理者でもある隠岐汽船株式会社にも示していく。それが必要であると思えます。厳しい言葉かもしれませんが計画がない組織の要望等は「はい、わかりました。」とはならないかと思えます。

最後そういった意味でも隠岐広域連合としての計画をしっかりと示すべきと思えますけれども、繰り返しになりますけれども隠岐広域連合長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

再々質問にお答えします。

前回の全員協議会でも議員各位、執行部についても、隠岐航路については同じ考え、

同じ方向性を持っていると認識をしております。すべての状況を報告しておりますとお
り評価委員会の折角の意見も文書をもってなかなか理解していただけない。我々とし
ても忸怩たる思いで隠岐航路を見ております。あくまでも隠岐航路というものが生活路
線であるという認識・位置づけがございます。その上で観光に活用していく視点でござ
います。観光というより住民のみなさんの満足度を上げるためにも隠岐汽船さんに一緒
のテーブルだということを再三申し上げ要望もしております。

強い計画を持って姿勢を示すべきだというご意見は十分理解もし、話をさせていただ
くのですが、みなさんのおっしゃるとおりですとしか私は言えませんが、隠岐汽船との
協議しかないわけで、隠岐汽船のご理解をいただく以外、例えばキッズルームにしても
そうです、以前から1等室なり空き室の運賃の差額を町村で持っても良いからという提
案もしながらですが、なかなかご理解をいただけないという現状もございます。

みなさんと方向性の考えは一緒ですので、そういった考えの中で隠岐航路振興協議会
も作ってまいりましたので、まずは幹事会の中で隠岐汽船と十分に住民のみなさんの満
足度が上がるような計画を作ってください。それを一緒になって推進していくと考えて
いきたいと思っています。

○議長（井尻 義教）

9番 安部議員

○9番（安部 大助）

それでは次の質問をさせていただきたいと思います。

次に「旧隠岐空港管制塔の活用」についてお伺いします。

第3次隠岐広域連合行財政改革大綱では遊休資産活用について旧隠岐空港管制塔を含
めた3つの施設について書かれておりますが、検討委員会が平成29年度に設置された
のみで2年経っても方針が示されておられません。

旧隠岐空港管制塔は昭和40年の開港から54年経った建物です。老朽化問題はもち
ろん、治安維持、環境保全からも早急に活用を含めた対応が急がれると思います。

私は旧隠岐空港管制塔に特化した検討委員会を設置し、活用について協議すべきと考
えます。

そこで旧隠岐空港管制塔の活用についてどのように考えておられるのか、また、私は
行政、民間で構成する検討委員会を設置し、早急に協議をすべきだと思いますが広域連
合長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

分割質問2点目の「旧隠岐空港管制塔の活用方法について」にお答えいたします。

旧隠岐空港管制塔の建物は、平成18年3月に国土交通省（大阪航空局）から30
万円で取得し、土地は島根県より現在、年間22,660円で借り受けております。

当初は、農業共済事業の水稻実測作業場及び隠岐広域連合公文書保管倉庫として活用

を予定しておりましたが、隠岐広域連合事務局の都万地区への移転、農業共済事業の組織再編等により、次第に活用機会が減ってまいりました。

現在は、隠岐広域連合消防本部が島根県に依頼され、山火事用の消火剤、攪拌機及び空中消火用バケツ等の保管倉庫として活用しております。また、昨年7月より旧隠岐空港ターミナルが改修され、隠岐の島町家畜市場として運用を開始されたことに伴い、旧管制塔周辺の除草作業等を実施し、保全に努めているところでございます。

一方で、隠岐広域連合内部で遊休資産活用検討委員会を立ち上げ、昨年8月までに検討を行い、旧管制塔については、「施設を保全し、概ね5年程度は現状を維持する。」といたしたところでございます。

議員ご指摘のとおり、建物老朽化に伴う治安・環境の悪化は懸念されるところであり年6回の巡回による施設点検及び年2回の除草作業を実施することにより、治安・環境の悪化を防止し、施設の保全に努めたいと考えております。

隠岐広域連合事業による活用方法については、立地条件の不利性や建物構造上、大きな改修が難しいことから提案できかねますが、昨年11月より隠岐の島町から、旧管制塔を使用したい意向がある団体について、紹介と協議をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き、構成団体や民間団体等から旧管制塔活用の要望等を受け、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一点ご質問の中で民間を入れた検討委員会ということですが、現在のところ考えておりません。

○議長（井尻 義教）

9番 安部議員

○9番（安部 大助）

再質問をさせていただきます。

立地条件のこともあり活用するのは少し難しいかなとは思いますが、壊すにしても財源が必要になってきます。これは私も承知しております。

しかし、検討委員会が立ち上がっている中でその決定が概ね5年は維持していく、5年の必要性が私は理解していない部分もあります。

検討委員会の中でどういった協議がされ5年間になったのか、それに対する広域連合長の考えを教えてください。

○議長（井尻 義教）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

検討委員会の協議内容でございますけれど、取り壊しとしたら莫大な費用がかかる。また活用について老朽化した施設をなぜ5年間かということはございませんが当面5年は維持管理して保全していこうという方針が決定されたところでございますけれど、先ほど申し上げたように昨年11月から文化関係の方が活用したいとの申し出があり、団体と広域連合、隠岐の島町も含めて活用する方向で検討をしているところでございま

す。

○議長（井尻 義教）

9番 安部議員

○9番（安部 大助）

以上で質問を終わります。

○議長（井尻 義教）

9番 安部議員の一般質問を終わります。

以上で「一般質問」を終わります。

ただいまより11時30分まで休憩といたします。

（休憩宣告 11時17分）

○議長（井尻 義教）

会議を再開いたします。

（開会宣告 11時30分）

《質疑》

日程第12 これより「質疑」を行います。

議第1号 「隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」から

議第11号 「平成31年度 消防事業特別会計予算」までの11案件について質疑を行います。

最初に議第1号 隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（議案書 3頁、資料3 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第1号の質疑を終わります。

次に議第2号 平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 1頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第2号の質疑を終わります。

次に議第3号 平成30年度 介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、
質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 12頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第3号の質疑を終わります。

次に議第4号 平成30年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）について
質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 27頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第4号の質疑を終わります。

次に議第5号 平成30年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）について
質疑を行います。

（資料1 予算に関する説明書 34頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第5号の質疑を終わります。

次に議第6号 平成30年度 消防事業特別会計補正予算（第4号）について 質疑
を行います。

（資料1 予算に関する説明書 50頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第6号の質疑を終わります。

次に議第7号 平成31年度 隠岐広域連合一般会計予算について質疑を行います。
最初に先般の全員協議会で資料提出求められ、本日配布した資料について説明を願います。

(「議長 番外」の声あり)

番外 野津事務局長

○番外(野津事務局長)

本日配布致しました資料1 から 資料3までの説明をいたします。

まず資料1ですがレインボープラザの町村別の利用者数の実績でございます。前回の全員協議会で池田議員よりの質問いただいた分でございます。

- ① 一般宿泊者数は隠岐4町村別とそれ以外の島外とを示したものでございます。
- ② 妊産婦の宿泊者数は隠岐4町村のものでございます。
- ③ ①②の合計数です。各町村とその他の数値でございます。③の町村別の合計は妊産婦宿泊者数を入れたものでございます。隠岐4カ町村の利用割合は66.9%となっております。

資料2につきましては、レインボープラザの修繕計画でございます、こちらも池田議員よりご質問をいただきました。

平成31年度分につきましては先般の議会全員協議会で報告致しましたとおりでございます。

平成32年度は、2階共用部分の補修工事、主にカーペット、クロス等の張り替えを予定しています。

平成33年度、平成34年度につきましては、レストラン、厨房関係の機器の更新を予定してございます。

資料3につきましては、仁万の里園芸班作業小屋について松新議員からご質問いただいたものでございます。

平面図を示したものです。面積が77㎡を予定しており、屋根と外壁につきましてはガルバリウム鋼板を予定しています。

○議長(井尻 義教)

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○8番(池田 賢治)

資料をいただきありがとうございました。

先ほど連合長の施政方針の中にもレインボープラザのことが触れていましたが、今後指定管理をしている隠岐商事さんと連携・協議をしながら維持管理に努めていくという

施政方針でしたが、資料1で一般宿泊者数の島内の資料が出ていますが、レインボープラザの目的としては隠岐島内の方が格安で泊まれるという目的もあるわけですが、普通の利用料金に比べれば1,000万円近くの減収になる。それがレインボープラザの運営にも指定管理を受ける側にも赤字になるのではという懸念があったのでこういう資料を提出して貰った。

今後指定管理をしているところとも協議をしていくということでしたので、料金的なことも踏まえたものと資料2の整備計画も合わせて、基金が1,400万円程度しかない中で今後整備をしていくと基金が底をつくこともありますので、その辺を踏まえた中で今後協議をしていただきたいと思います。

○3番（西尾 幸太郎）

資料1 レインボープラザの件で妊産婦さんの利用がほぼ島前の方が占めている状況にあるが、現在島前病院の産科の代診はほぼ隠岐病院の加藤医師が行かれているわけですが、本来であれば隠岐の島町に島前の妊婦さん達の受け入れ態勢を整えばレインボープラザの妊産婦部屋の受け入れ態勢も見直しができると考えているのですが、今後のレインボープラザの妊産婦さんの受け入れの検討とか考え方に議論があるのであれば説明をお願いしたいと思います。

○番外（野津事務局長）

現在レインボープラザへの妊産婦さんの受け入れ調整は広域連合では行ってございません。隠岐病院、島前病院で受診をされ、本人の希望により出産される病院を選んでいただくということになっていると思っております。

島前地区の方で隠岐病院で出産されている方が年間何人くらいいるかは現在数字をつかんでいません。基本的にはお産される方の意志を尊重したもので運営していけばいいとは思っていますが、もし調整が必要な場面が生じるのであればそのような協議をしなければならないと思っております。

○3番（西尾 幸太郎）

このあたりは利用者の意識の問題があらうかと思いますが、前からレインボープラザを利用し出産されるのが定着していますので、そういうのが原因で松江の方に行って出産される方が島前の方では多いのではないかと思います。

妊婦さんの気持ちとしては、普段見ていただいている医師が近くにいる中で出産するのが比較的ベストな環境ではないかなと、その辺の環境整備がキチンと進んでないっていうのもあるのかと思います。すぐに隠岐の島町にそういった宿泊施設等の整備をしなければいけないとは言わないですが、今後そういった検討をしていく中でレインボープラザの役割を再度確認する必要はあるのかと思いますので、そのあたりを是非議論して欲しいと思います。

○議長（井尻 義教）

（資料2 予算に関する説明書 1頁、資料3 議案に関する参考資料 24頁をお開き下さい。）

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第7号の質疑を終わります。

次に**議第8号 平成31年度 介護保険事業特別会計予算**について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 22頁、資料3 議案に関する参考資料 32頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議8号の質疑を終わります。

次に**議第9号 平成31年度 隠岐島前病院事業特別会計予算**について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 46頁、資料3 議案に関する参考資料 37頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第9号の質疑を終わります。

次に**議第10号 平成31年度 隠岐病院事業特別会計予算**について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 66頁、資料3 議案に関する参考資料 44頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第10号の質疑を終わります。

次に議第11号 平成31年度 消防事業特別会計予算について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 94頁、資料3 議案に関する参考資料 57頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

○9番 (安部 大助)

全員協議会時にドローンの購入について平田議員から国の措置について質問がありましたが、その辺について教えてください。

○番外 (藤田消防次長)

全員協議会時に平田議員から質問のあった国からの予算措置についてですが、平成30年度の予算においては、緊急消防援助隊における無人飛行機の活用検証、消防団の装備・訓練、充実強化で都道府県消防学校への配備の予算、情報収集の無人航空機整備の予算で各消防本部へのドローンへの財政措置はございませんでした。

○議長 (井尻 義教)

他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第11号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

《討論》

日程第13 これより「討論」を行います。

議第1号 「隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」についてから議第11号 「平成31年度 消防事業特別会計予算」までの11案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《採決》

日程第14 これより「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

始めに、議第1号 「隠岐広域連合介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する

る条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第1号は 原案のとおり可決されました。

次に議第2号 「平成30年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)」から議第6号 「平成30年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第2号から議第6号までの5案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第7号 「平成31年度 隠岐広域連合一般会計予算」から議第11号 「平成31年度 消防事業特別会計予算」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第7号から議第11号までの5案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で「採決」を終わります。

《委員会閉会中の継続審査》

日程第15 「委員会閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙3 申出一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

以上で「委員会閉会中の継続審査・調査」について終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 11時50分)

(「議長 番外」の挙手あり)

池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、監査委員の選任同意案、条例改正案、平成31年度各会計予算案及び補正予算案の13議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識いたし、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

井尻議長様はじめ、議員の皆さま方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会の御礼のごあいさつといたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長 (井尻 義教)

一言ごあいさつを申し上げます。

私事ではありますが、隠岐広域連合議員を4年間務めさせていただきました。大変お世話になりました。その間、前平田議長の下で副議長を務めさせていただき、後半の2年間は議長に選出され執行部、議員のみなさんのご理解とご協力をいただき無事議長を務めることが出来ました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

本年4月29日をもって議員任期が満了となり隠岐広域連合議員を退任させていただきます。今後とも隠岐広域連合の益々のご発展と皆様方のご多幸とご健勝を祈念致しま

して、大変簡単ではありますがあいさつに代えさせていただきます。

本日はこれをもって散会し、平成31年第1回 隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 11時54分)